

令和4年高島市教育委員会
第7回定例会議事日程

日 時 令和4年7月27日(水)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長職務代理者あいさつ
2. 令和4年第6回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 日程第1 議第41号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市社会教育委員の委嘱について)
 - 日程第2 議第42号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について)
 - 日程第3 議第43号 高島市道德教育推進協議会委員の委嘱等について
5. 報告
 - 報告第9号 高島市立図書館の臨時休館について
6. 今後の日程

議第41号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年7月20日に次のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第2条第2項に基づき、次のとおり高島市社会教育委員に委嘱する。

氏名	委員種別	新任・再任
中村 眞奈美	社会教育の関係者	再任

任期：令和4年7月20日～令和6年7月19日まで

議第42号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市文化振興推進審議会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年7月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

高島市文化振興推進審議会規則(平成28年高島市教育委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、次のとおり高島市文化振興推進審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	新任・再任の別 (経験年数)
第1号委員	谷口 浩志	再 任 (6)
第2号委員	海老澤 文代	再 任 (6)
第2号委員	小多 譲仁	再 任 (6)
第2号委員	山本 良信	再 任 (6)
第2号委員	三田村 治夫	再 任 (6)
第2号委員	西川 智子	再 任 (4)
第2号委員	藤澤 悟	再 任 (2)
第2号委員	平松 成美	再 任 (2)
第2号委員	上原 忍	新 任
第2号委員	大西 巧	新 任

任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

議第 4 3 号

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 2 7 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

高島市道徳教育推進協議会設置要綱（令和 3 年高島市教育委員会告示第 1 9 号）第 3 条の規定に基づき、高島市道徳教育推進協議会委員に次の者を委嘱または任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

高島市道徳教育推進協議会委員

区分	委員種別	氏名	所属等
1号	学識経験者	柴原 弘志	京都産業大学教授 日本道徳教育学会理事
2号	小中学校児童 生徒の保護者	野崎 亮太	マキノ西小学校PTA
		川原林 仁美	マキノ中学校PTA
3号	教育関係者	清水 佳治	マキノ中学校長
		藤田 善弘	マキノ東小学校長
		和田 英幸	マキノ西小学校長
		山本 渉	マキノ南小学校長
		保木 京子	マキノ中学校 研究主任
		三浦 初夏	マキノ西小学校 研究主任
4号	関係行政機関 の職員	青谷 守	高島市マキノ支所長
5号	その他教育長 が必要と認め る者	青谷 ゆうこ	マキノ中学校 学校運営協議会委員
		出口 健	マキノ西小学校 学校運営協議会委員

任期：令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

報告第9号

高島市立図書館の臨時休館について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、下記のとおり高島市立図書館の臨時休館を定めたので報告する。

令和4年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

- 1 施設名および臨時休館日
今津図書館
令和4年9月1日（木）から令和4年11月30日（水）まで
- 2 休館理由
館内照明のLED化工事を行うために休館とする。
- 3 利用者への周知方法
市広報誌、ホームページ、防災無線および休館予告ポスターの施設内掲示